

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構業務方法書新旧対照表（案）

改正案	現行
<p>(契約の特例)</p> <p>第 29 条 1994 年 4 月 15 日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、<u>2012 年 3 月 30 日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定（以下「改正協定」という。）その他の国際約束を実施するため機構の締結する契約のうち国際約束の適用を受けるものに関する事務の取扱については、別に定める。</u></p> <p>____ 附 則（平成 26 年 月 日業務方法書第 号）</p> <p>(<u>施行期日</u>)</p> <p>第 1 条 この業務方法書の変更は、<u>改正協定が日本国において効力を生ずる日から施行する。</u></p> <p>(<u>国際約束の適用を受ける契約に関する経過措置</u>)</p> <p>第 2 条 第 29 条変更規定の施行の日前において行われた告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務の取扱については、<u>なお従前の例による。</u></p>	<p>(契約の特例)</p> <p>第 29 条 1994 年 4 月 15 日マラケシュで作成された政府調達に関する協定を実施するため機構の締結する契約のうち<u>当該協定の適用を受けるものに関する事務の取扱については、別に定める。</u></p>